

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1069 号（諮問第 1720 号）

件名：措置要求書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 10 月 31 日

2 原処分

令和 4 年 11 月 10 日（不開示決定）

愛知県人事委員会（以下「県人事委員会」という。）は、措置要求書（令和〇年〇月〇日付け）（添付資料を含む。）（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 11 月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 16 日

5 答申

令和 5 年 8 月 29 日

6 審査会の結論

県人事委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県人事委員会に提出された令和〇年〇月〇日付けの措置要求書（添付資料等を含む。）である。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、措置要求書には、要求者の主張等が詳細に記載されており、これらの情報は、県人事委員会の審議の基礎となる重要な情報であり、こうした情報を公にすれば、措置要求に関する利害関係者などの外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、中立的な立場での準司法的機能を果たすことが困難となるおそれがあるとのことである。また、今後、措置要求をしようとする者が、個人を特定されるおそれから措置要求自体をためらったり、開示されることを意識して率直な意見や具体的な意見を主張しなくなり、その結果、主張が形骸化する等により、県人事委員会が審議、検討に必要な情報を入手することが困難になるなど、勤務条件の維持、改善を図ることを目的とする措置要求の判定に係る事務に関し、公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、措置要求者の要求事項、措置の要求をしようとする理由等が詳細かつ具体的に記載されていた。

また、当審査会において、実施機関から提出された勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年愛知県人事委員会規則9-0。以下「規則」という。）及び勤務条件に関する措置の要求に関する細則（昭和27年愛知県人事委員会告示第1号。以下「細則」という。）を確認したところ、措置要求書の公開を予定した規定はなかった。

当審査会が事務局職員を通じて実施機関に確認したところ、当該措置要求事案については、実施機関が本件不開示決定を行った令和4年11月10日時点において、審査中であったとのことである。

ウ 以上を踏まえて、当審査会において検討したところ、本件行政文書を公にすれば、措置要求に関する利害関係者などの外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、中立的な立場での準司法的機能を果たすことが困難となるおそれがあると認められる。

また、措置要求に関する規則及び細則において、措置要求書の公開を予定した規定はないことから、措置要求者は措置要求書が公にされることを想定していないと認められる。そうすると、本件行政文書が公にされるこ

ととなった場合、今後、措置要求者は措置要求書が開示されることを意識して、措置要求自体をためらう、あるいは、率直な意見や具体的な意見を主張しなくなるおそれが生じ、その結果、主張が形骸化する等により、県人事委員会が審議、検討に必要な情報を入手することが困難になる等、勤務条件の維持、改善を図ることを目的とする措置要求の判定に係る事務に関し、公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)のとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。